

令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会
令和6年度事業計画（案）

1 会議等の開催

7月5日（金）第1回総会

2 開催準備業務の推進

- (1) 令和6年度全国高校総体フェンシング競技大会組み合わせ編成会議視察及び大会視察
（佐賀県佐賀市）
- (2) 競技種目別大会実施要項・プログラムの作成
- (3) 競技種目別大会開会式・閉会式及び表彰実施要領の作成
- (4) （公財）全国高等学校体育連盟、島根県高等学校体育連盟、令和7年度全国高等学校総合体育大会
島根県実行委員会及び関係団体・機関との連絡調整
- (5) 競技会場施設、競技・運営用具の整備計画の作成
- (6) 広報活動
- (7) 競技役員、運営役員、補助員の編成
- (8) 衛生、医療・救護、輸送・警備体制の整備・連絡調整
- (9) 協賛・出店等の募集要領の作成
- (10) 高校生活動にかかる島根県推進委員会・競技別推進委員会・学校推進委員会等との連携
- (11) フェンシング競技大会ポスター原画募集（P 2 3－2 7 参照）【報告】
- (12) その他、必要な事項

令和7年度全国高等学校総合体育大会
「競技種目別大会(フェンシング)」ポスター原画募集要領

1 募集する競技・種目

安来市で開催されるフェンシング競技大会のポスター図案を募集する。なお、種目（フルール・エペ・サーブル）別には募集しない。

2 応募資格

各会場市町内及び近隣の中等教育学校（後期課程）、高等学校、特別支援学校（高等部）及びその他の大会参加資格のある学校に在籍する生徒を対象とします。

3 応募方法

令和7年度全国高等学校総合体育大会「競技種目別大会(フェンシング)ポスター原画」募集要項
(別添)による。

4 審査基準

- (1) 高校生最大のスポーツの祭典としてふさわしいものであること
- (2) 令和7年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会ポスター図案募集要項の「4作品の作成基準」および「5応募方法」を満たしていること
- (3) 未発表の作品（著作権を侵害しない、過去に使用された作品と類似しない等）であること

5 審査方法

- (1) 安来市実行委員会事務局が推薦する選考委員により選考
- (2) 最終選考で決定する賞は、最優秀賞1点、優秀賞2点程度、佳作2点程度

6 今後の日程

- ・ 6月中旬～6月下旬 ○応募資格のある高校へ依頼文書を発送(高校生活活動推進校)
○選考委員
 - ・ 安来高校、情報科学高校美術教員 (宇津井先生)
 - ・ 県高体連フェンシング専門部委員長 (渡辺先生)
 - ・ 高校生活活動競技別推進委員会委員 (安来高校の生徒)
 - ・ 高校生活活動学校推進委員会委員 (情報科学高校の生徒)
 - ・ 実行委員会事務局長 (池上次長)
- ・ 7月7日(日) 国民スポーツ大会フェンシング競技島根県予選大会観覧(希望者)
- ・ 8月16日(木)～9月6日(金) 応募期間
- ・ 9月下旬 事務局による候補選定

- ・ 10月中旬 選考委員会での各賞決定と、実行委員会事務局にてレイアウト決定
 - ・ 11月中旬 入選者（原画制作者）に学校長を通じて通知の上、安来市が表彰
 - ・ 11月29日(金)までに 県実行委員会事務局にレイアウト提出
- <令和7年>
- ・ 3月頃 競技種目別ポスターの作成
(必要事項をポスターに盛り込む)
 - ・ 5月頃 競技種目別ポスター完成

**令和7年度全国高等学校総合体育大会
「競技種目別大会(フェンシング)ポスター原画」募集要項**

1 趣旨

令和7年度に全国高等学校総合体育大会が中国5県（広島県・鳥取県・島根県・岡山県・山口県）を中心に開催され、各県会場地市町において競技種目別大会が行われます。

この競技種目別大会の象徴として、多くの人に親しまれる「競技種目別大会ポスター原画」を募集します。

2 大会概要

(1) 全国高等学校総合体育大会について

通称「インターハイ」とも呼ばれ、全国各地の予選を勝ち抜いた選手が集う高校生最大のスポーツの祭典です。夏季大会と冬季大会が開催されており、中国5県での夏季大会の開催は平成28年以来、9年ぶりとなります。

(2) 中国ブロックでの夏季大会開催について

昭和43年に広島県、昭和52年に岡山県、昭和61に山口県、平成7年に鳥取県、平成16年には島根県、平成28年には中国5県を会場として岡山県を主会場に開催されました。令和7年には、広島県を主会場として、中国5県を中心に熱戦が繰り広げられます。なお、総合開会式は広島県で行われます。

(3) 参考 各県開催競技・種目について（中国ブロック）

広島県	陸上競技 登山	水泳（競泳） 少林寺拳法	水泳（飛込）	ボート	剣道	テニス
鳥取県	相撲 ウエイトリフティング	弓道	自転車競技（トラック）	自転車競技（ロード）	ホッケー	
島根県	体操（体操競技） なぎなた	バレーボール男子 カヌー	レスリング	フェンシング		
岡山県	バスケットボール ボクシング	バレーボール女子 空手道	ハンドボール	ソフトボール	柔道	
山口県	体操（新体操） アーチェリー	水泳（水球）	卓球	ソフトテニス	バドミントン	

※サッカー：男子が福島県、女子は北海道で開催。

※ヨット：和歌山県で開催。

3 応募資格

各会場市町内及び近隣の中等教育学校（後期課程）、高等学校、特別支援学校(高等部)及びその他の

大会参加資格のある学校に在籍する生徒を対象とします。

4 作品の作成基準

- (1) 大会をアピールするものとし、さわやかで躍動感あふれるものとしします。
- (2) 色彩数の制限はありませんが、金、銀、蛍光色は印刷時に色合いが変わることがあるため、控えた方が望ましい。
- (3) 用紙は、B3版（縦51.5cm×横36.4cm）サイズを縦長に使用してください。
- (4) コンピューターグラフィックによる作品も可とします。
- (5) 採用された作品は、大会名、大会愛称、スローガン、シンボルマークなどを加えて、「競技種目別大会ポスター」として完成とするので、文字は入れないでください。
- (7) 作成する作品については、人権への配慮をすること。

例) ・男女両方ある競技種目において複数人を描く場合にどちらかの性別に偏っていないこと。

・体の一部分のみ意図的に描かないということにならないこと。（例えば口や鼻は描くが、目だけ省略されて描かないなど。ただしということにならないこと。ただし、芸術的な意図等から複数の部分について描かないのは可。また自然な動きの描写で手の指が隠れるため描かない等も可）

- (8) 用具等にメーカー等のロゴを描かないでください。

5 評価の観点

- (1) コンセプト(競技種目を象徴しているか等)
- (2) 親しみやすさ(多くの人に親しまれるものであるか等)
- (3) インパクト(伝えたい内容が一瞬で伝わるか等)

6 応募方法

- (1) 応募作品は、未発表かつオリジナルの作品に限ります。
- (2) 応募作品には、所定の応募用紙（様式1）に必要事項を記入の上、作品裏面右下に貼り付けてください。
- (3) パソコンで作成した場合は、必ずA3版でプリントアウトし、裏面に所定の応募用紙を貼付して提出してください。併せて、電子データを画像ファイル（jpg・png形式）またはPDFで提出してください。
- (4) 作品は学校で取りまとめのうえ、応募してください。

7 提出方法

以下のとおり必要なものをまとめて提出してください。

ア 手書きの作品の場合・・・応募用紙および作品

イ コンピューターによる作品の場合・・・応募用紙、印刷した作品、CD-R

8 応募締切

令和6年9月6日（金）【必着】

9 審査発表及び表彰

- (1) 応募作品の審査は、安来市実行委員会事務局が推薦する選考委員が行います。
- (2) 入賞者については、学校長を通じて通知します。
- (3) 入賞者には賞状及び記念品を贈呈します。
- (4) 入賞作品数は、最優秀賞1点、優秀賞2点、佳作2点の予定です。

10 作品の取扱い

- (1) 採用作品は大会の広報活動に広く利用しますが、その場合、作品を補作・修正することがあります。
- (2) 入選作品の著作権、商標権その他一切の権利は、会場市町実行委員会に帰属することとします。

11 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報に関しては、選考の目的以外に、本人の同意なく利用することはありません。
- (2) 個人情報保護条例に基づく場合を除き、本人の同意なく第三者に提供することはありません。
- (3) (1)(2)に関わらず、入選作品の作者の学校名、学年及び氏名は公表します。

12 その他

- (1) この募集要項に違反したものは、審査の対象となりません。後日、違反が判明した場合には、入賞を取り消すことがあります。
- (2) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。
- (3) 7月7日(日)に安来市民体育館で「国民スポーツ大会フェンシング競技島根県予選大会」が開催されます。ポスター図案作成のための見学は可能ですが、希望する場合は事前に事務局までお問い合わせください。

13 応募・問合せ先

〒692-8686

安来市安来町878番地2

安来市 政策推進部 地域振興課

高校総体推進室 担当 小松、山崎

TEL：0854-23-3078 FAX：0854-23-3155

第1回総会 第2号議案

令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会

令和6年度収支予算（案）

（歳入の部）

（単位：円）

科目	予算額	主な内容
補助金	2,468,500	島根県実行委員会補助金
負担金	2,468,500	安来市負担金
雑入	1,000	
合計	4,938,000	

（歳出の部）

（単位：円）

科目	予算額	主な内容
実行委員会費	4,938,000	
事務局費	4,630,000	
人件費	3,079,000	報酬 1 人×12月 1,884,000 期末勤勉手当 706,500 共済組合負担金、厚生年金保険料、雇用保険料 488,500
旅費	800,000	佐賀大会視察（プログラム編成会議）3人 226,000 佐賀大会視察（大会）3人 423,000 佐賀大会視察（引継会）2人 151,000
需用費	200,000	消耗品、印刷費 200,000
役務費	101,000	郵券料、振込手数料 64,480 インターネット使用料 36,520
備品購入費	450,000	ノートパソコン2台 300,000 カラープリンター（複合機）1台 50,000 デジタルカメラ1台ほか 100,000
会議費	20,000	総会 20,000
事業費	288,000	報償費、ポスター作成費、のぼり作成費 288,000
合計	4,938,000	

※科目間の流用を認める。

令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、令和7年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の実行委員会会則（以下「会則」という。）第11条第2項の規定に基づき、実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事務局）

第2条 事務局は、安来市政策推進部地域振興課に置く。

（事務局の分掌）

第3条 事務局は、別表第1に関する事務を処理する。

（職員）

第4条 事務局に、事務局長及び事務局員（以下「職員等」という。）を置く。

（組織）

第5条 事務局の組織は、別表第2のとおりとする。

（職務）

第6条 事務局長は、実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局員を指揮監督する。

（服務）

第7条 職員等の服務については、安来市の例による。

（専決）

第8条 事務局長は、別表第3の区分について専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、決裁権者の決裁を受けなければならない。

（代決）

第9条 決裁権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に従い、同表に定める者がその事務を代決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することができない。ただし、あらかじめその処理について会長の指示を受けたもの又は急を要するものについては、この限りでない。

3 前項の規定により代決した者は、当該代決した事項のうち、必要と認められるものについては、速やかに会長に報告しなければならない。

(文書記号及び番号)

第10条 文書には「安実高総」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、記号及び番号を省略することができる。

(文書保存)

第11条 処理済みの文書は、編纂し、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

(文書取扱い)

第12条 前2条に定めるもののほか、文書の取扱いについては、安来市の例による。

(公印)

第13条 公印の種類等は、別表第5のとおりとする。

(公印取扱い)

第14条 前条に定めるもののほか、公印の取扱いについては、安来市の例による。

(旅費)

第15条 職員等の旅費の額及びその支給方法については、安来市の例による。

(費用弁償)

第16条 会則第13条第2項による実行委員会委員及び役員の旅費にかかる費用弁償の額及び支給の方法については、安来市の例による。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算の編成)

第17条 事務局長は、あらかじめ会長が定めた方針に基づいて、予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の編成後に生じた事由に基づいて、規定の予算についてその他の変更を加える必要が生じたときは、会長の承認を得て、補正予算を編成することができる。

(金融機関の指定)

第18条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(決算)

第19条 事務局長は、出納に関する事務を完了したときは、毎会計年度収支決算を速やかに調整し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

(準用)

第20条 この規程に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出、その他の財務会計に関する事項については、安来市の例による。

第21条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年7月5日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事務局分掌事務

- 1 実行委員会の組織、人事、服務等に関すること。
- 2 総会の開催運営に関すること。
- 3 実行委員会の事業計画及び事業報告に関すること。
- 4 予算及び決算に関すること。
- 5 予算の管理に関すること。
- 6 その他、令和7年度全国高等学校総合体育大会フェンシング競技大会の運営に必要な事務手続きに関すること。

別表第2（第5条関係）

事務局組織

事務局長	政策推進部 次長
事務局員	政策推進部地域振興課 職員
	種目別大会会場地担当教員

別表第3（第8条関係）

専決事項及び決裁区分

専決者	専決事項
事務局長	(1) 事務局員の任命に関すること。 (2) 事務局員の事務分掌に関すること。 (3) 申請、届出、通知、照会、回答、報告及び会議に関すること。 (4) 予算の流用及び予備費の充用に関すること。 (5) 職員の服務に関すること。 (6) 委員等及び職員等の旅行命令に関すること。 (7) 寄附以外の収入の調定に関すること。 (8) 1件500万円未満の支出負担行為（但し委託料を除く）に関すること。 (9) 支出命令に関すること。

備考 上記以外の専決は、安来市事務決裁規程の例による。

別表第4（第9条関係）

代決

決裁権者	会長
代決者	事務局長

別表第5（第13条関係）

公印

名称	形状	寸法	書体	使用区分
令和七年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会会長之印	正方形	24ミリ角	てん書	会長名をもつてする文書
令和七年度全国高等学校総合体育大会安来市実行委員会事務局長之印	正方形	24ミリ角	てん書	事務局長名をもつてする文書